

「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」

実務者部会 議事概要

日時・場所：令和3年6月30日（水）10：00～12：00（WEB会議）

出席者：山本座長、鈴木森構成員、坪田構成員、塗師構成員、樋口構成員、
星名構成員、森構成員、藪内構成員

【議事次第】

1. 開会
2. 事務局説明
3. 意見交換
4. 閉会

【意見交換の概要】

<ガバメントクラウドについて（資料1-1、1-2、1-3関係）>

- 自治体が安心してガバメントクラウドを利用できるようにするためには、その安定運用に国が責任を負うこととし、ガバメントクラウドを整備・運用する事業者のみでなく、ガバメントクラウド上でアプリケーションを提供する事業者も含めて契約をし、契約上、責任分界点を明記する必要があるのではないかと議論された。
- 住民の個人情報がガバメントクラウド上に載ったとしても、各自治体のデータを論理的にも技術的にも分離し、一元管理ではないと整理することも可能ではないかと議論された。
- ガバメントクラウドにおける個人情報の取扱いについては、各自治体のデータを論理的、技術的に分離すると言いながら、実は他者がのぞき見できるのではないかと懸念を抱かれないよう、丁寧に整理・説明する必要があるのではないかと議論された。
- ガバメントクラウドにおけるクラウド提供事業者とアプリケーション開発事業者は別概念。ガバメントクラウドのクラウド提供事業者として選ばれたクラウド提供事業者だけがガバメントクラウド上にアプリケーションを構築できるということではなく、それ以外の事業者がガバメントクラウド上にアプリケーションを構築することが当然可能となるようなクラウド提供事業者を選定する予定であると議論された。

- ガバメントクラウドの先行事業においては、機能要件だけでなく、非機能要件についても、十分に検証していただきたい。また、仮に、ガバメントクラウドへの接続にL G W A Nを利用する場合には、L G W A Nの強化が欠かせない。他方で、これは、自治体の負担金にも関係してくることから、早めに方向性を示していただきたい。

<住基ネットを取り扱う情報について（資料2関係）>

- 実態として、国民健康保険など、世帯をベースに制度が設計されているサービスが多くあり、世帯情報は、行政サービスのベースの情報となっている。住基ネットで世帯情報を取り扱うこととし、迂遠な事務処理を解消するべきではないか。
- 本人ではなく、同一世帯員から、住民票の写しの広域交付の請求を受けた場合において、住基ネットで世帯情報を確認できるとよいのではないか。住基ネットを取り扱う情報について、本人確認情報に限定した理由を、今一度検証しつつ、今後のあり方を検討してはどうか。
- 世帯情報について、住基ネットと情報提供ネットワークシステムの2つのシステムで確認しなければならないのは、手間であり、事務ミスも生じやすい。住基ネットで世帯情報を確認できるようになり、1つのシステムで完結するようになることが望ましいが、住基ネットで世帯情報を持つことについて、社会的な合意形成は可能か。
- D V等支援措置に係る情報について、住基ネットで確認できるようになれば、実務上、有用と思われるが、支援措置終了時の手続など、法制度面の整備も必要ではないか。
- 住民基本台帳には、国民健康保険に関する情報や児童手当の支給に関する情報など、様々な情報が記載されているところ、住基ネットのあり方の検討と合わせて、必要十分な情報が記載されていると言えるか、整理してはどうか。

<デジタル技術を活用した届出のあり方について（資料3関係）>

- 単身者の転入と異なり、世帯員が多数に及ぶような転入の場合には、届出内容に誤りが生じやすく、オンラインの届出では完結しないケースも想定される。例えば、必要に応じて、事前にオンラインで入力作業をしていただくと、窓口に来ていただいた際に待ち時間が短くて済む、というような運用も考えられるのではないか。

- 代理人による届出の場合や、世帯の一部の転入の場合、届け出られた住所と土地の地番が異なる場合など、オンラインでは手続きが難しいケースも想定される。また、転入時には、転入届以外にも、マイナンバーカードの更新、国民健康保険、福祉医療関係の手続きなど、必要な手続きがあり、関連する手続きのオンライン化も視野に入れる必要があるのではないかと。
- 転入届のオンライン化には、どこまでの需要があるのか。窓口でマイナンバーカードを更新する必要があるほか、転入届と合わせて、住民票の写しを取得する方も多い。制度化したとしても、実際には使われないのではないかとという危惧がある。
- 例えば、単身者の転入届のオンライン化から始めるなど、段階的に導入していくことも考えられるのではないかと。
- 対面ではないオンラインによる届出については、なりすましをどのように防ぐか、考慮する必要。
- 転入届のオンライン化を議論するに当たっては、本人からの真正な届出なのかという本人確認と居住実態の確認とを分けて考える必要がある。マイナンバーカードの署名用電子証明書により、オンラインで確実に本人確認を行うことが可能だが、紐付いている住所が変更されると失効してしまうため、窓口で設定し直さなければならない。何らかの対応策が考えられないか。
- 引越しの際に、マイナンバーカードの署名用電子証明書が失効してしまうことについて、何らかの手当が考えられないか。また、マイナンバーカードの電子証明書の暗証番号について、一度窓口で設定した後の変更等については、柔軟に対応できるようになるとよいのではないかと。
- 転入届時、対面手続きであればやり取りの中で居住実態などを確認できるが、オンラインではそれが困難であるという理由でオンライン化しないことは、社会的な同意を得にくいのではないかと。一方、居住実態などの確認について、現在の対面手続き以上の負担を伴うオンライン化も、社会的な同意を得にくいのではないかと。居住実態などの確認をオンラインで行う際にどこまで許容するか、という観点から議論してはどうか。
- 居住実態の確認を住基法第34条に基づく調査の徹底で担保することは、現場の人員体制を踏まえると難しい。

- オンラインによる転入届の後、自治体の窓口以外に場所を設けて、顔認証等で本人確認を行うことも考えられるが、実質的には自治体の窓口に来庁を求めると変わらないのではないか。
- 居住実態の確認のため、オンラインによる転入届にアナログな手続を付加するなど、オンラインによる転入届の仕組みを複雑にしまうと、転入者にとっても、自治体にとっても、わかりにくくなってしまう。
- オンラインによる転入届に住居所有者の電子署名を付した住居の賃貸借契約書等を添付する案を軸に検討することが現実的のように感じる。一方で、住居所有者の対応の可否が課題となる。居住実態をオンラインでどこまで確認するかだが、なるべく簡易な方法によるべき。
- 居住実態については、電気と水道の使用契約の情報をを用いることにより、オンラインで確認することも可能ではないか。
- オンラインの届出については、単に受け付けるだけでは受理したことにならず、審査期間を設けて受理するという対応も考えられるのではないか。
- オンラインで届出を受け付ける場合、24時間審査ができるとは限らないため、届出から受理までのタイムラグは必然的に生じることとなる。ただし、現在の転入手続において、その日のうちに全部終わらせているという実態があることに鑑みると、審査に時間をかけるようなことは避けるべき。
- オンラインによる転入届の届出から受理までの間のタイムラグについては、届出内容の審査に当たって、デジタル社会形成整備法による住基法の改正により事前通知される転出証明書情報を活用することにより、一定の対応が可能ではないか。

以 上